

水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定を行うこととする水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考1を参照）。

農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定することとします。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
2-（ジフェニルアセチル）インダン-1, 3-ジオン（別名ダイファシン系）	170 $\mu\text{g}/\text{l}$
トリエチルアンモニウム=3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジルオキシアセタート（別名トリクロピルトリエチルアンモニウム）	トリクロピル（酸）として 8,600 $\mu\text{g}/\text{l}$
2-ブトキシエチル=3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジルオキシアセタート（別名トリクロピルブトキシエチル）	90 $\mu\text{g}/\text{l}$
アンモニウム=メチルジチオカルバマート（別名メタムアンモニウム塩又はカーバム）及びナトリウム=メチルジチオカルバマート（別名メタムナトリウム塩又はカーバムナトリウム塩）	メタムとして 20 $\mu\text{g}/\text{l}$
メチルイソチオシアネート	5.5 $\mu\text{g}/\text{l}$